

5. 主要な課題

◎基本理念並びに「自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識」及び「川崎市の現状」を踏まえた主要な課題

1 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

川崎市における自殺者の多くが無職者であり、孤立しやすい層の自殺死亡率が高い傾向がみられます。また、自殺未遂者は自殺の危険因子が重なっており、この状態が続けば自殺に至る危険が高いと言えます。このことから、自殺の危険の高い人々や自殺未遂者及びその家族を対象とした対策の充実、特に、地域や関係する機関による連携支援が必要です。また、一人の自殺が、周囲にいた少なくとも5～10人の人たちに深刻な影響を与えていると言われており、特に、遺族等には極めて深刻な影響が及ぶことから、遺族等への総合的な支援が必要です。

2 ライフステージ別の対策の必要性

ライフステージごとにそれぞれが抱える課題は異なってくるため、自殺対策を効果的に進めるためには、自殺予防プロセス図を参考に、ライフステージごとに対策を講じることが必要です。

また、全国と同様、川崎市においても、若年者の自殺死亡率が減少しておらず、若年層における自殺予防の取組は必要です。自己肯定感の醸成、ストレスへの対処方法を身につける取組を含めて、こころの健康を支援する環境整備と、こころの健康づくりを推進する必要があります。また、青年期から中高年以降は、雇用問題、経済・生活問題を原因・動機とする自殺が増加することから、経済労働分野と連携した取組が必要です。

高齢層については健康問題を重視した取組が必要です。

3 地域ごとの自殺対策の必要性

川崎市は、7つの行政区を七色の虹に例えるように、各地域に特徴があります。自殺の実態にもそれぞれの特徴があり、地域の状況も、時間とともに変化していきます。自殺の実態分析を継続・強化し、それを地域に応じた対策とつないでいくこと、全ての地域住民を対象にした地域包括ケアシステムの構築と結びつけた、市民や関係する組織・機関が連携する仕組みづくり、民間団体の活動支援が必要です。

4 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

ひとりでは解決できない困りごとを抱え込まずに助けを求めるためには、社会の中に個々人の居場所がある感覚を持てる環境づくりが必要です。外国人や性的マイノリティーを含めて、多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくりを進めることは、誰もが自殺に追い込まれない社会づくりに重要です。これは、障害のある人が生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術でこれらの課題に立ち向かう「かわさきパラムーブメント」ともつながるものです。

5 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

早期の段階で「困っている人」に気づき、悩みを聴き、必要に応じて専門相談機関へつなぐ「ゲートキーパー」（4ページ参照）の役割が自殺予防においては重要であり、より身近な支援者としての市民や相談機関の職員に、ゲートキーパーの役割を理解し、その役割を担ってもらうことが必要です。また、自殺のリスクの高いひとには連携して支援を提供することが重要であり、連携支援やコーディネートを行うことのできる人材を育成することが必要です。

6 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

自殺と精神保健の問題へのスティグマ（他者や社会による差別や不利益）は、ひとりでは解決できない困りごとを抱え込んだ市民が援助を受ける際の大きな障壁となります。自殺と精神保健の問題に対する偏見や拒絶的な態度もスティグマとつながり、医療や社会的支援を受けない要因になります。スティグマを無くしていくためには、自殺は誰にでも起こることであるという認識や、精神疾患についての正しい知識や理解を高めていくことが必要です。自殺や精神保健の問題を身近に経験したことのある市民とも協力しながら、職域、学校、地域等におけるこころの健康の啓発を推進し、スティグマの減少を図ることが必要です。

7 地域精神医療体制の確保

自殺に至る直前には何らかの精神疾患を抱えていることが多いため、自殺予防には、精神科医療が果たす役割は大きいと言えます。身近な地域で適切な相談支援や精神科医療が受けられるよう、地域での相談支援体制の充実や、かかりつけ医によるうつ病対応力の向上、地域の精神科医療機関や関係機関等との連携支援のネットワーク構築に取り組むことが必要です。また、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化に伴う対応についても、市民が必要な時に必要な精神科医療が受けられる体制を確保することも重要です。

6. 計画の目標

第一期計画（平成 27（2015）年 3 月策定）では、自殺者数の減少を目標に掲げ、「平成 29（2017）年の自殺者数を、243 人（平成 25（2013）年の人口動態統計）より減少させるよう、自殺者の減少傾向を維持する。」としていましたが、自殺の現状に述べたとおり、自殺者は減少しており、第一期の計画の目標は達成される見込みです。

平成 26（2014）年に刊行された WHO（世界保健機関）の世界自殺レポート「自殺を予防する-世界の優先課題」の定量的指標及び大綱の数値目標においては、自殺死亡率の減少割合が目標になっています。

川崎市の人口が増加している中では、自殺者数の実数よりも、自殺死亡率（人口 10 万に対する年間の自殺者数）を目標に採用することが望ましいと考えます。また、自殺死亡率の単年度における変動の大きさを考慮すると、3 年平均の自殺死亡率を指標とすることが適切と考えます。

また、数値目標に関して、5 名の専門家で構成される川崎市自殺対策評価委員会からは、国の方針にならって目標値を設定するのではなく、平成 30（2018）年から 3 年間の計画期間の中で本市の実態に即した達成可能な目標を掲げるべきとの意見をいただきました。

そのため、人口動態統計における過去 3 年間の自殺死亡率の平均を基準として、次の 3 年間の平均を 5%以上減少させるよう、自殺者の減少傾向を維持することを目指します。

ただし、目標値を達成すればよいというわけではなく、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき、積極的に対策を進めていく必要があります。

川崎市の自殺対策は、地域包括ケアシステムの中で、自殺の危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を進め、各ライフステージにおいて全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入等、総合的な取組を行うこととしております。

そのため、定性的な目標も加え、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

定量的な目標：人口動態統計における過去 3 年間（平成 26（2014）年 - 平成 28（2016）年）の自殺死亡率の平均 15.0 を基準として、次の 3 年間の平均を 5%以上減少（14.2 以下）することを目指します。

定性的な目標：自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図ります。

7. 基本方針・施策体系

(1) 基本方針

基本理念、計画の目標の実現のために、3つの基本方針を掲げて、川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項に関して必要な取組みを進めることとします。

方針1 自殺の実情を知る

項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第1号に掲げる事項)

項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第2号に掲げる事項)

方針2 自殺防止のためにつながる

項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第3号に掲げる事項)

項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第4号に掲げる事項)

項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第6号に掲げる事項)

項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第9号に掲げる事項)

方針3 自殺防止のために支える

項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第5号に掲げる事項)

項目8 自殺未遂者に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第7号に掲げる事項)

項目9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
(「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項第8号に掲げる事項)

(2) 施策の体系

基本理念

学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。

基本方針

1 自殺の実情を知る

項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

2 自殺防止のためにつながる

項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

3 自殺防止のために支える

項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

項目8 自殺未遂者に対する支援

項目9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

8. 取組項目

※ ㊦は、主要な課題を踏まえて、取組を行うもの

方針1 自殺の実情を知る

項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

取組1 自殺対策に関する調査研究【健康福祉局】㊦

川崎市における自殺の現状を把握するため、人口動態統計や警察庁の自殺統計等を用いた分析を行う。

取組2 自殺関連情報の提供【健康福祉局】

川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、自殺関連情報を専用ホームページに掲載する。

取組3 かわさき市民アンケートの定期的な実施【健康福祉局・総務企画局】

市民の自殺に対する意識調査を定期的に行い、分析を行う。

取組4 自殺未遂者実態把握【健康福祉局・病院局・消防局】㊦

自殺未遂者の実態について把握を行う。

項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

取組5 「いのち、こころの教育」の推進【教育委員会】

自分の存在を肯定し、自信をもって生きるとともに他者を尊重する姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開する。

取組6 自殺予防に関する普及啓発事業 ㊦【健康福祉局】

- ・自殺予防週間に普及啓発活動を行う。
- ・自殺予防デーに街頭キャンペーンを実施する。
- ・自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的として、市民向けの講演会を開催する。
- ・自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を活用した、普及啓発活動を行う。
- ・メンタルヘルス、自殺予防相談機関に関するリーフレット等を作成し、関係機関・団体に広く配布する。
- ・市民が相談につながりやすいこころのバリアフリーの啓発をすすめる。
- ・市民がこころの不調に気づき、相談などにつながるような啓発を検討し、実施する。

取組7 かわさき健康づくり21関連事業【健康福祉局】

- ・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、ラジオ放送等こころの健康づくりに関する普及啓発を実施する。
- ・区役所保健福祉センターにおいて、市民の心身の健康相談への対応や健康教育、こころの健康やうつ予防などに関する講座・講演会、健康まつり等での普及啓発を実施する。

取組8 産業保健分野への普及啓発【経済労働局】

精神保健福祉センターと協力し、市内企業向け広報誌「かわさき労働情報」にメンタルヘルスに関する記事を掲載する。

取組9 モデル地区における普及啓発【健康福祉局、区役所】

モデル地区において自殺対策講座や地域課題に応じた自殺対策事業を実施する。

方針2 自殺防止のためにつながる

項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

取組10 教職員の資質向上【教育委員会】

多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動などを推進するためにも、研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、教職員の資質・指導力の向上を図る。

取組11 教職員向け心の健康相談支援事業【教育委員会】

- ・児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。
- ・事例検討会やシンポジウムを開催し、医学的な情報提供を行い、学校関係者へ心の健康問題の啓発活動を実施する。

取組12 児童・思春期事例検討会の開催【健康福祉局】

教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する事例検討会を定期的に行う。

取組13 学校出前講座(教職員対象)の実施【健康福祉局】

思春期の精神保健について出前講座を実施する。

取組14 市職員の人材育成【総務企画局・健康福祉局】㊦

- ・産業スタッフの資質向上のため、外部研修を利用する。
- ・ケースカンファレンス、学習会の実施、精神科専門医によるスーパーバイズを実施する。
- ・職位別の職員研修におけるゲートキーパー講習を実施する。

取組15 ゲートキーパー講習の実施【健康福祉局、区役所】㊦

気づき・つながり・みまもる「ゲートキーパー」を、市民、民生委員・児童委員、市職員、各種職業団体に普及する。

取組１６ かかりつけ医うつ病対応力向上研修【健康福祉局】

かかりつけの医師（一般内科医等）に対し、うつ病等に関する研修を実施し、診断・治療技術の向上を図り、早期発見・早期治療ができるようにする。本研修を日本医師会認定産業医制度産業医学研修に位置づけ、産業保健との連携を強化する。

取組１７ 母子保健事業における人材育成研修【こども未来局】

母子保健事業に従事する職員に対し、産後うつ等、周産期の母親への相談支援に係る研修を実施し、スキルアップを図る。

取組１８ 自殺対策相談支援研修【健康福祉局】

各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修を実施する。

取組１９ 関係機関との連携のための事例検討会の実施【健康福祉局】

産業保健関係者、相談支援従事者、教職員を対象とした研修、事例検討会を実施する。

取組２０ 働く人のメンタルヘルス対策【健康福祉局】

企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、関係機関と連携し研修会を開催する。

取組２１ 地域における自殺対策の連携に向けた人材育成【健康福祉局】

地域における連携体制構築を担う人材を育成する。

取組２２ 緩和ケア研修会の開催【病院局】

市立井田病院で実施している緩和ケア研修会の一環として、地域の医師及び医療従事者向けに、がん告知をはじめとするがん医療における患者とのコミュニケーションの取り方や、がん患者及び家族の精神症状に対するケア等についての研修を実施する。

取組２３ モデル地区における支援者の育成【健康福祉局、区役所】

モデル地区において自殺対策講座や地域課題に応じた自殺対策事業を実施する。

取組２４ 精神保健等に関する包括的研修【こども未来局】

児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施する。

取組25 事後対応に係る支援者向け手引きの作成【健康福祉局】

自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きを各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者へ配布する。

取組26 自殺未遂者支援についての研修【病院局、消防局、健康福祉局】㊦

自殺未遂者支援についての研修・勉強会を実施する。

＜自殺予防に関する民間団体の取組み1＞

電話のベルが鳴る。受話器をとって「はい、川崎いのちの電話です」とこたえ、電話相談が始まります。昭和61（1986）年12月に開局して、平成29（2017）年で31年になります。

当初の相談時間は1日6時間、平成7（1995）年には24時間365日の“眠らぬ電話”を実現しました。最近では1年間に1万5千件、1日約40件の電話を受け、累計では41万件を超えました。

生き方、家族、病気など相談の内容はさまざまで、最近では高齢化、貧困、対人関係などが増えています。死にたいと口にする方もいます。平成21（2009）年をピークに全国の自殺者は減っていますが、まだ2万人台が続いて、交通事故死亡者の6倍の人数です。自殺者ゼロの社会を目指し、“良き隣人”として、これからも相談者の声に耳を傾け続けます。

項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

取組27 学校出前講座の実施（児童・生徒対象）【健康福祉局】

思春期における精神保健について出前講座を実施する。

取組28 川崎市職員メンタルヘルス対策【総務企画局】

- ・川崎市職員メンタルヘルス対策基本計画及び実行計画の策定、計画に基づいたメンタルヘルス対策事業を実施する。
- ・精神保健相談医、精神保健相談員による職員保健相談を実施し、必要時には専門相談医や産業医による紹介状を発行する。
- ・セルフケア研修、課長・係長級メンタルヘルス研修を実施する。
- ・予防から再発防止まで、連携した療養支援を実施する。

取組29 アルコール関連問題への対策【健康福祉局、区役所】㊦

- ・自殺との関連が指摘されているアルコール関連問題についての相談を周知・実施する。
- ・アルコール依存症の早期発見、早期治療・回復のための取組を実施する。

取組30 一般介護予防事業【健康福祉局】

- ・地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握する。
- ・NPO法人や民間事業者等の活用も図りながら元気な高齢者を増やす取組みを行うとともに、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
- ・各老人いきいの家で、毎週1回、転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに関する講話を実施する。

取組31 心のバリアフリーに向けた取組

【健康福祉局、市民文化局、教育委員会事務局】㊦

お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（さまざまな人が社会のなかで自分らしく混ざり合えること）の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）に向けた取組を推進する。

取組３２ 地域・職域連携推進事業【健康福祉局】

平成 19（2007）年度から地域・職域連携推進協議会、平成 27（2015）年度からは、地域・職域連携推進連絡会議を開催し、関係機関と連携しながら、中小企業における働く人の生涯を通じた健康づくりの支援に取り組んでいる。

労働関係機関紙や保険者が開催する企業の保健担当者向け研修会等を通じて、心身の健康づくりに関する情報発信を行う。

取組３３ がん患者やその家族への支援の取組【病院局】

相談者の抱えている不安や悩みの軽減や解消につながるように、がん患者やその家族に対する支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。

取組３４ うつ病家族セミナー【健康福祉局】

- ・うつ病患者の家族を対象に、講義や話し合い等を行い、うつの理解や家族の対応などについて学ぶセミナーを定期的に実施する。
- ・認知療法をテーマとした家族向け講演会を開催する。

取組３５ スクールソーシャルワーカーの配置【教育委員会、区役所】

- ・虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、学校との間に立って調整や仲介をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するスクールソーシャルワーカーを各区教育担当（学校・地域連携）に配置する。
- ・区の教育担当によるスクールソーシャルワーカーの派遣などコーディネートを実施する。

取組３６ スクールカウンセラーの配置【教育委員会】

- ・全市立中学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめの問題など学校における相談活動を展開する。
- ・小学校・特別支援学校・高等学校を対象に学校巡回カウンセラーの要請訪問、計画訪問を行う。

取組３７ 各区精神保健相談【健康福祉局・区役所】

各区役所保健福祉センターにおいて、社会福祉職・保健師による各種精神保健福祉に関する相談を実施する。必要に応じて、精神科嘱託医によるクリニックを実施する。

取組３８ こころの電話相談【健康福祉局】

市民を対象に、こころの健康や病気に関する電話相談を実施する。

取組３９ 社会的ひきこもり相談【健康福祉局】

社会的ひきこもりの方やその家族を対象に、電話や面接による相談、訪問を実施する。
また、本人グループや家族教室を開催する。

取組４０ 心神喪失者等医療観察法への対策【健康福祉局】

- ・重大な他害行為を起こした精神障害者を対象に退院、退所後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施する。
- ・保護観察所と定例の会議を実施する。
- ・各障害者センターと保護観察所、医療機関等関係者の連携により支援を展開する。

＜自殺予防に関する民間団体の取組み２＞

地域産業保健センターでは、企業単独では取り組みにくいメンタルヘルス防止対策の構築などを無料で支援し労働者の心の健康保持をはかり、自殺予防に取り組んでいます。また、個人の相談にも対応しています。

＜主な活動内容＞

- １．メンタルヘルスを構築するための相談
- ２．精神科医による個別の心の健康相談
- ３．長時間労働者及び高ストレス者に対する医師の面接指導

項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対応を行う体制の整備及び充実

取組4-1 ホームドア等の設置支援【まちづくり局】

鉄道駅での転落防止対策であるホームドア等の整備を支援することにより、投身を抑止する。

取組4-2 障害を理由とする差別解消の推進【健康福祉局】

お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を推進する。

取組4-3 川崎市妊娠・出産包括支援事業【こども未来局】

妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を提供し、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

- ・妊産婦等からの電話相談に対応し、妊娠・出産に関する情報や状況に応じたサービスの情報の提供や産後ケアの利用調整を行う。
- ・妊産婦等を対象に両親学級や子育て広場を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施する。
- ・母体ケア及び乳児ケアを実施するとともに今後の育児に関する相談等を実施する。

取組4-4 子ども・子育て支援【こども未来局、区役所】

- ・0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待、不登校、いじめなどの相談に対し、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員が専門的知識と経験を活用して対応する。
- ・必要に応じて保育園や学校などの関係機関、相談機関等と綿密な連携し、調整を行う。
- ・学校や家庭で自傷行為を行った児童について、保護者からの依頼、または、学校や教育委員会からの要請がある場合には、その連携の下、再企図の防止を図る。
- ・遺児に関する相談体制を整え、遺児に対するケアについて連携を行う。

取組4-5 子ども専用・24時間子供SOS電話相談【教育委員会】

- ・学校でのさまざまな問題についての子ども専用電話相談を実施する。
- ・いじめ問題等についての24時間子供SOS電話相談を実施する。

取組４６ インターネット問題相談【教育委員会】

子どものネット、携帯電話等のトラブルについて電話・メール相談を実施する。

取組４７ 児童・青少年電話相談【こども未来局】

青少年（０歳から概ね２４歳まで）に関する電話相談を実施する。

取組４８ コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション） 【経済労働局】

働くことに不安や悩みを抱える１５歳から３９歳までの若年無業者等で、就職を目標とする者を対象に、個別カウンセリングや職業・職場体験など職業的自立に向けた支援事業を実施する。

取組４９ 市民相談の実施【市民文化局】

- ・各区役所に「市民相談窓口」を設置する。
- ・多重債務問題については、認定司法書士相談（予約制）を各区役所にて開設する。

取組５０ 子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソン による相談等の実施【市民オンブズマン事務局】

子どもの権利の侵害（いじめ、友だち関係、学校の対応の問題など）や男女平等にかかわる人権の侵害（ＤＶ、セクハラなど）について、相談や救済の申立てを受付ける。

取組５１ 男女共同参画センターにおける総合相談【市民文化局】

- ・男女共同参画センター事業として電話相談「ハロー・ウイメンズ１１０番及び面接相談を実施し、女性相談員がＤＶや就職等の相談に応じている。また、男性電話相談として、男性相談員が男性の抱える生き方、働き方、人間関係等の相談に応じている。
- ・女性弁護士による法律相談も実施する。
- ・（男性の）様々な問題について相談できる電話相談窓口を設置し、意識啓発及び問題整理に向けて、適切な助言や情報提供を行う。

取組５２ 多重債務を含む消費生活相談【経済労働局】㊦

- ・多重債務や様々な消費者トラブルに関して、専門の相談員が電話および面接による相談を実施し、助言等を行うとともに必要な機関を紹介する。
- ・弁護士・司法書士等による多重債務者特別相談会を年１回程度開催する。

取組５３ 労働相談の実施【経済労働局】

- ・市役所及び区役所に労働に関する相談窓口を設置する。
- ・神奈川県との共催により、月１回の弁護士労働相談と年７回程度の街頭労働相談会を開催する。

取組５４ キャリアサポートかわさき【経済労働局】

- ・川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を開設し、就職や転職などに関する個別相談を実施する。
- ・就職等に関するこころの相談として臨床心理士によるカウンセリングを実施する。

取組５５ 中小企業の融資相談【経済労働局】

経済状況の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、セーフティネット保証（中小企業信用保険法）の申請を受け付け、認定を行う。

取組５６ 介護者への支援【健康福祉局、区役所】

各区保健福祉センターにおいて、認知症の方の家族を対象に相談や教室を開催する。また、地域包括支援センターと協力して介護者からの相談に対応する。

取組５７ 介護予防・生活支援サービス事業【健康福祉局、区役所】

要支援者等の多様な生活ニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを実施する。

取組５８ 地域生活支援の充実【健康福祉局】

短期入所や支援ネットワークのコーディネート機能等を提供する「拠点型通所施設」や支援事業所を活用し、障害者の地域生活を支援する体制を整備する。

取組５９ 地域移行・地域定着支援事業【健康福祉局】

○精神障害にも対応した地域包括ケアの構築に向けた取組を実施

①地域移行コーディネーターによる、地域移行の推進。

②地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会において、関係者による協議

- ・市内障害者相談支援センターによる地域移行支援実施の拡大
- ・モデル圏域における共同事業等の実施による、病院と地域の連携強化
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援従事者研修の実施
- ・ピアサポーターの協働及び活用

③市外病院に入院している方の地域移行に向けた支援の実施

取組６０ 障害者に対する相談支援事業【健康福祉局】

・障害者相談支援センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方及びその家族への相談を実施する。

・発達相談支援センターにおいて、本人及びその家族や支援者への相談を実施する。また、本人の就労支援や関係機関によるネットワークの構築等を実施する。

・各区に設置された地域活動支援センターＡ型において、地域で生活する精神障害者を対象に面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を実施する。

・発達障害及び高次脳機能障害地域活動支援センターにおいて、専門職員による相談事業や普及啓発等を実施する。

取組６１ 障害特性を踏まえた就労マッチング事業【健康福祉局】

・情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。

・就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発などを実施し、職場定着機能を強化する。

取組６２ 児童支援活動の推進【教育委員会】㊦

小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために児童支援活動を充実・推進する。

取組６３ 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置【健康福祉局】

各機関での相談・取組が有機的に連携することを目的とした、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を設置し、対策を総合的に推進するための体制を整備する。

取組６４ 生活困窮者への支援【健康福祉局】㊦

・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的経済的に自立するため、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）で、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施する。

取組６５ 生活保護制度による支援【健康福祉局、区役所】

・憲法２５条の理念に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。
・地区担当員が訪問等を通じて生活の把握をし、状況に応じて親族をはじめとするキーパーソンとなる支援者につないだり、医療機関への受診などの支援を行う。

取組６６ 地域見守りネットワーク事業【健康福祉局、区役所】

地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日頃から周囲を気かけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。

取組６７ 川崎いのちの電話への支援【健康福祉局】

精神的危機にある方を対象に、ボランティアによる電話相談事業を行っている社会福祉法人「川崎いのちの電話」に対し、運営費等を補助する。また、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行う。

項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

取組68 市民向け講演会の共催【健康福祉局】

川崎いのちの電話と共催し、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的とした市民向けの講演会を開催する。

取組69 かながわ自殺対策会議の設置【健康福祉局】

自殺対策の総合的な推進を図るため、「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市と共同で開催する。

＜川崎市こころの健康に関する意識調査概要＞

市民一人ひとりが地域の中で相互に助け合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる街づくりの実現に向け、こころの健康づくりの施策に反映させていくため、こころの健康に関する意識調査を実施しました。

調査対象者は川崎市に住民登録のある18歳以上の男女計3,500人で、無作為抽出により各区500人に依頼しました。実質配布数は3,489人で、1,113人（31.9%）から有効回答がありました。ここではいくつかの質問の回答を紹介します（いずれも無回答を除く）。

「こころの健康にどのくらい関心がありますか」という質問には、「関心がある」44.6%、「やや関心がある」35.6%、「どちらともいえない」10.9%、「あまり関心がない」6.8%、「関心がない」2.1%という回答がありました。

「この1年間に、悩みやストレスなどがありましたか」という質問には、「いつもある」21.0%、「よくある」24.6%、「ときどきある」38.3%、「あまりない」16.1%という回答がありました。

「こころの健康問題（精神疾患）は生活習慣病と同じように、誰もがかかりうる病気だと思いますか」という質問には、「そう思う」62.3%、「ややそう思う」21.6%、「どちらともいえない」9.3%、「あまりそう思わない」4.3%、「そう思わない」2.5%という回答がありました。

これらの結果から、こころの健康は市民にとって関心の高いテーマであることがわかります。

方針3 自殺防止のために支える

項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

取組70 精神科医療体制の整備【健康福祉局】㊦

- ・外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て24時間体制で実施する。
- ・通報等の対象となった市民が適切な支援につながるよう調整を行う。

取組71 DPAT体制整備事業【健康福祉局】

- ・DPAT（災害派遣精神医療チーム）を整備し、災害発生時被災地への派遣
- ・4区市協働による隊員養成研修の実施
- ・4区市協働で運営会議を開催し、災害時派遣体制の整備と本市被災時の受援体制及び被災者支援の検討

取組72 自殺未遂者の救急搬送【消防局】

自殺未遂者の救急医療への搬送、および自殺のおそれのある方を適切な医療へつなぐ。

項目8 自殺未遂者に対する支援

取組73 自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布【健康福祉局】

自殺未遂者・家族等へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットを作成し、必要に応じて当事者（本人や家族）へ配布する。

取組74 自殺未遂者及びその家族への支援

【病院局、消防局、健康福祉局、区役所】㊦

自殺未遂者やその家族等に対する支援について、関係機関による連携体制を構築し、支援を行う。

項目9 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

取組75 遺児支援における連携【健康福祉局、区役所、教育委員会】

遺児に関する相談体制を整え、遺児に対するケアについて連携を行う。

取組76 自死遺族支援リーフレット等の配布【総務企画局】

職場を通して、遺族の方へ、精神保健福祉センターのリーフレットや遺族支援のチラシ等を配布する。

取組77 自死遺族の集いの開催【健康福祉局】

- ・自死遺族同士の交流、分かち合いの場を開催または支援する。
- ・自死遺族支援リーフレットを作成し、配布する。

取組78 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施【健康福祉局】

- ・自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を毎月第2、第4木曜日に開設する。
- ・電車広告による啓発活動を実施する。

<遺された人々への支援（自死遺族支援）について>

一人の自殺が、周囲にいた少なくとも5～10人の人たちに深刻な影響を与えるとされており、特に、遺された遺族には極めて深刻な影響がおよぶことになります。

自死遺族支援において重要なことは、様々な悲しみのプロセスの中において生きる気力が湧いてこなかったり、以前のように物事を楽しめない、楽しもうとは思わない、時間が経っても自責感や悲しみ、辛さは消えないというお話をうかがいます。

遺族の“心情”を尊重しながら支援していくという姿勢が大切です。

【「自死」という表現について】

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」という捉え方が一般的となっています。そのような中、亡くなった方々が死に至らざるを得なかった過程を考えると、遺族支援の分野においては「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

また、支援を提供する範囲は、親族だけに限定されるものではなく、亡くなった方と近い関係にあった、友人、恋人、同僚なども含みます。



「3つの介入段階」に対応した自殺対策取組一覧表

全体的予防介入

方針1の事業・取組

- 取組1 自殺対策に関する調査研究
- 取組2 自殺関連情報の提供
- 取組3 かわさき市民アンケートの定期的な実施
- 取組4 自殺未遂者実態把握
- 取組5 「いのち、こころの教育」の推進
- 取組6 自殺予防に関する普及啓発事業
- 取組7 かわさき健康づくり21関連事業
- 取組8 産業保健分野への普及啓発
- 取組9 モデル地区における普及啓発

方針2の事業・取組

- 取組10 教職員の資質向上
- 取組11 教職員向け心の健康相談支援事業
- 取組12 児童・思春期事例検討会の開催
- 取組13 学校出前講座(教職員対象)の実施
- 取組14 市職員の人材育成
- 取組15 ゲートキーパー講習の実施
- 取組16 かかりつけ医うつ病対応力向上研修
- 取組27 学校出前講座の実施(児童・生徒対象)
- 取組28 川崎市職員メンタルヘルス対策
- 取組29 アルコール関連問題への対策
- 取組30 一般介護予防事業
- 取組31 心のバリアフリーに向けた取組
- 取組41 ホームドア等の設置支援
- 取組42 障害を理由とする差別解消の推進

選択的予防介入

方針1の事業・取組

- 取組68 市民向け講演会の共催

方針2の事業・取組

- 取組17 母子保健事業における人材育成研修
- 取組19 関係機関との連携のための事例検討会の実施
- 取組21 地域における自殺対策の連携に向けた人材育成
- 取組23 モデル地区における支援者の育成
- 取組25 事後対応に係る支援者向け手引きの作成
- 取組32 地域・職域連携推進事業
- 取組34 うつ病家族セミナー
- 取組36 スクールカウンセラーの配置
- 取組43 川崎市妊娠・出産包括支援事業
- 取組45 子ども専用・24時間子供SOS電話相談
- 取組47 児童・青少年電話相談
- 取組48 コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)
- 取組49 市民相談の実施
- 取組50 子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施
- 取組51 男女共同参画センターにおける総合相談
- 取組52 多重債務を含む消費生活相談
- 取組54 キャリアサポートかわさき
- 取組56 介護者への支援
- 取組58 地域生活支援の充実
- 取組60 障害者に対する相談支援事業
- 取組61 障害特性を踏まえた就労マッチング事業
- 取組62 児童支援活動の推進
- 取組63 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置
- 取組64 生活困窮者への支援
- 取組69 かながわ自殺対策会議の設置
- 取組18 自殺対策相談支援研修
- 取組20 働く人のメンタルヘルス対策
- 取組22 緩和ケア研修会の開催
- 取組24 精神保健等に関する包括的研修
- 取組26 自殺未遂者支援についての研修
- 取組33 がん患者やその家族への支援の取組
- 取組35 スクールソーシャルワーカーの配置
- 取組37 各区精神保健相談
- 取組44 子ども・子育て支援
- 取組46 インターネット問題相談
- 取組53 労働相談の実施
- 取組55 中小企業の融資相談
- 取組57 介護予防・生活支援サービス事業
- 取組59 地域移行・地域定着支援事業
- 取組65 生活保護制度による支援

方針3の事業・取組

- 取組66 地域見守りネットワーク事業
- 取組67 川崎いのちの電話への支援

個別的予防介入

方針2の事業・取組

- 取組38 こころの電話相談
- 取組39 社会的ひきこもり相談
- 取組40 心神喪失者等医療観察法への対策

方針3の事業・取組

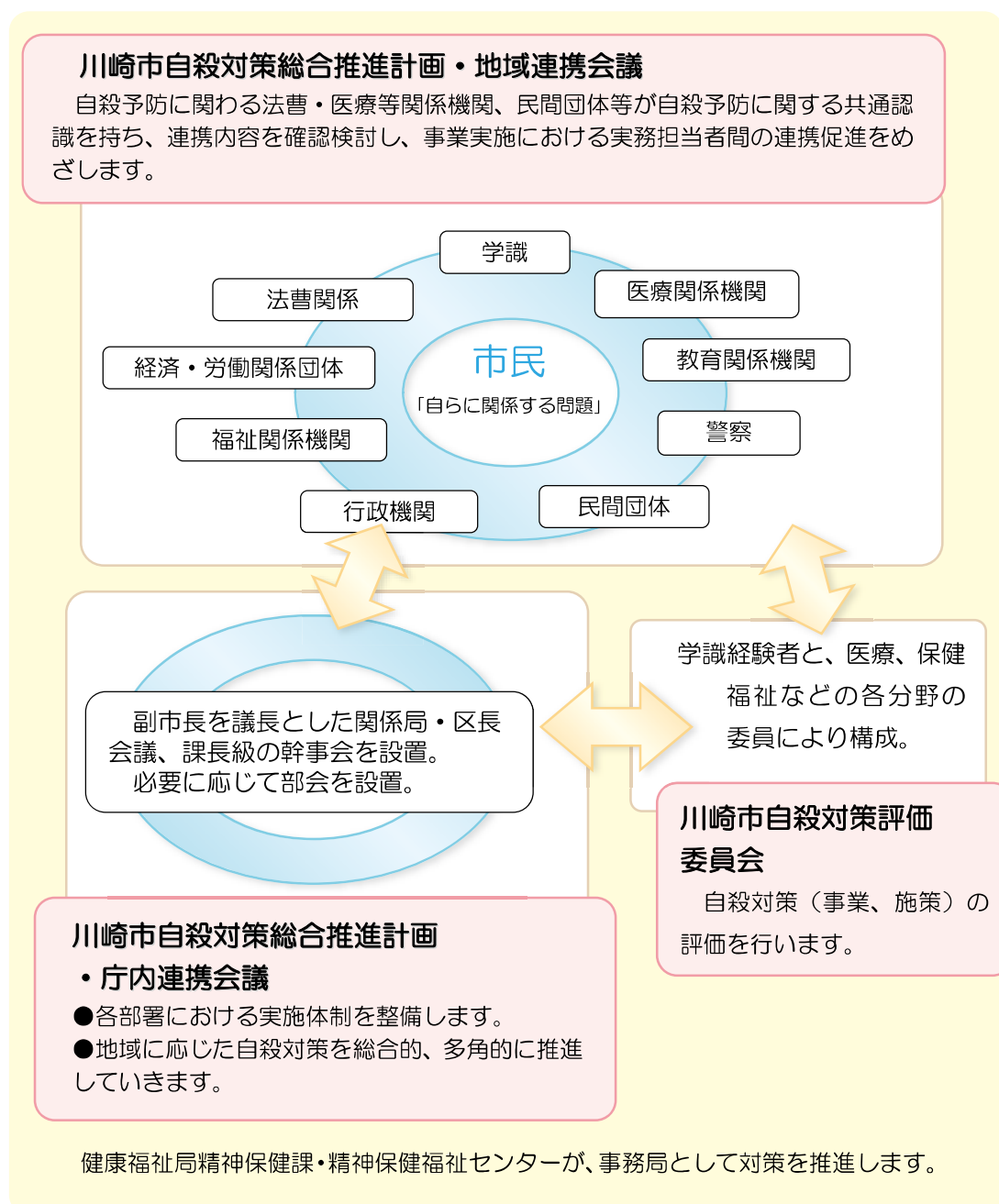
- 取組70 精神科医療体制の整備
- 取組71 DPAT体制整備事業
- 取組72 自殺未遂者の救急搬送
- 取組73 自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布
- 取組74 自殺未遂者及びその家族への支援
- 取組75 遺児支援における連携
- 取組76 自死遺族支援リーフレット等の配布
- 取組77 自死遺族の集いの開催
- 取組78 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施

9. 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、地域の多様な関係者が密接に連携する必要があります。

市では、川崎市自殺対策総合推進会議・地域連携会議を設置し、関係機関・団体が連携して、自殺総合対策を推進していきます。

また、川崎市自殺対策評価委員会を設置し、自殺の実態分析と対策の評価を行います。
(※神奈川県下4県市による「かながわ自殺対策会議」との連携を図ります。)



PDCAサイクルのイメージ

